

令和7年4月1日

「訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション」
重要事項説明書

赤坂山王メディカルセンター・リハビリテーションセンター

事業所は介護保険の指定を受けています。
(東京都指定 第1315822770号)

事業所はご利用者に対して訪問リハビリテーションサービス及び介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	4
7. 緊急時の対応	5
8. 苦情の受付について	5
9. 守秘義務および個人情報の取り扱いについて	6
10. 賠償責任	6
11. 利用の終了	6
12. その他運営についての留意事項	7

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人財団 順和会
- (2) 法人所在地 東京都港区赤坂 8-10-16
- (3) 電話番号 03-3402-3151
- (4) 代表者氏名 理事長 高木 邦格

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 訪問リハビリ事業所・2000年11月20日指定 1310370718号
介護予防訪問リハビリ事業所・2006年4月1日指定 同号
事業所移転につき・2007年4月1日指定 1315822770号
- (2) 事業の目的 介護保険法・その他諸法令及び契約に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を送れるように支援する。
- (3) 事業所の名称 医療法人財団 順和会 赤坂山王メディカルセンター
- (4) 事業所の所在地 東京都港区赤坂 4-1-26
国際医療福祉大学 東京赤坂キャンパス W棟
- (5) 電話番号 03-6230-3701
- (6) 管理者 院長 青木 大輔
- (7) 事業所の運営方針 リハビリテーションを通して、利用者の心身状況を踏まえ、日常生活における機能および動作の維持・回復を促す。それに伴い、生活の質の確保を重視した、在宅生活を第一義的に考える。さらに他職種との連携をはかり、利用者個人の尊厳を重視した訪問リハビリテーションサービス事業により社会・地域貢献に努める。
- (8) 開設年月 2006年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域
- ・港区（赤坂、六本木2・4・7丁目、南青山1・2丁目）
 - ・千代田区（紀尾井町、平河町、麴町、二番町、四番町、六番町、大妻通より四ツ谷側の一丁目）
 - ・新宿区（四谷1丁目、若葉1丁目）
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日	祝祭日及び12/31～1/3までを除く
営業時間	月～土曜日	8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～土曜日	9時00分～17時00分

*4日以上的大型連休期間は、期間中1日のみ営業する(2015年9月1日から)

4. 職員の体制

事業所では、ご利用者に対して訪問リハビリテーションサービス及び介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1 以上		1 以上		訪問リハビリテーションの提供

5. 事業所が提供するサービスと利用料金（約款第 6・7 条参照）

事業所が提供するサービスについて、下記の場合があります。

(1) サービス内容

- 1) 健康状態のチェックと相談
- 2) 機能回復練習
 - ・筋力や体力の維持・強化
 - ・関節可動域の維持・改善
- 3) 起き上がりや歩行などの動作練習
- 4) 身のまわりの動作(食事・トイレ・着替えなど)の練習
- 5) 家事動作や余暇活動獲得の援助
- 6) 手すり・ベッド・車イスなど福祉用具や住宅改善の相談
- 7) ご家族(介護者)への介護指導
- 8) 寝たきりを防ぐための日常生活の指導
- 9) その他、在宅療養や介護サービスなどに関する相談

(2) サービス提供・担当者

事業者は次の日程で訪問リハビリテーションを提供します。

*曜日・時間帯は事前連絡の上、変更する場合があります。

	曜日	時間帯
1	曜日	: ~ :
2	曜日	: ~ :
3	曜日	: ~ :

*事業所は、訪問リハビリテーションサービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、担当者変更の申し出に応じます。

*事業者は、担当者が退職する等正当な事由がある場合に限り、担当者を変更することがあります。その場合には、事前に了解を得ます。

(3) サービス利用料金

病院等からの退院後、リハビリテーション会議の実施の有無、当院医師が診療未実施の場合、要支援者のリハビリ期間 12 ヶ月超などにより、利用料金が異なります。

*基本利用料金:要介護 308 単位/回、要支援 298 単位/回(1 回 20 分以上/週 6 回まで)

- *サービス提供体制強化加算（I）1回につき 6単位
- *短期集中リハビリテーション実施加算 200単位/日
退所・退院日または認定日から3ヶ月以内の方
（週2日以上・1回40分以上行っている場合のみ加算）
- *リハビリテーションマネジメント加算（イ）＋ 医師の説明 450単位/月
医師の指示、情報連携、リハビリ会議、リハビリ計画における医師の説明、国へのLIFE情報提出など、自立支援・重度化防止に向けた質の高い取組が行われた場合の加算
- *診療未実施減算（事業所医師が診療しない場合の減算） 1回につき -50単位
- *12ヶ月超減算（要支援者のリハビリが1年超えたときの減算）1回につき -30単位
- *上記の単位数と地域加算11.1の積が利用料金となります。
- *なお、利用料金は介護保険負担割合証に則り、1割または2割または3割を利用者に請求致します。

（単位：円）

	当院定期受診の条件での料金目安（1回）		
	1割負担	2割負担	3割負担
20分	848	1,696	2,544
40分	1,198	2,393	3,590
60分	1,546	3,091	4,636

- *上記料金は、サービス利用の料金目安になります。条件に応じて、加算・減算が行われます。

（4）交通費

通常のサービス提供実施地域以外の地域の居宅におけるサービスの提供を受ける場合には、交通費等実費負担を受けることがあります。

（5）キャンセル規定

利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用の前日までにご連絡いただいた場合	無料
②当日のご連絡およびご連絡がなかった場合	一律 1,100円(税込)

- *ただし、利用者様の病状の急変ややむを得ない事情がある場合は不要です。

（6）利用料金のお支払い方法

前記（3）、（4）、（5）の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、翌月の10日以降に、担当者が前月1ヶ月分の請求書をお持ちしますので、口座振替でお支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項（約款第9条参照）

（1）サービス内容の変更

- 1) 事業者は、サービス利用当日、利用者の都合により予定されていたサービスの実施できない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。
- 2) 前項の場合に、事業者は所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

7. 緊急時の対応

サービス時の提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

	氏名	病院連絡先
主治医		
身元保証人（家族等） 代理人	氏名	連絡先

8. 苦情の受付について（約款第20条参照）

（1）苦情の受付

事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 赤坂山王メディカルセンター・リハビリテーションセンター
椋沢 修
- 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:30
- 電話番号 03-3402-0720

（2）行政機関その他苦情受付機関

東京都国民健康保険団体 連合会	所在地：千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階 電話番号受付：03-6238-0177 受付時間：午前 9 時～午後 5 時 (土日祝日と 12/29～1/3 は除く)
港区社会福祉協議会	所在地：港区六本木 5-16-45 港区麻布地区総合支所 2F 電話番号受付：03-6230-0280 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日)
港区保険福祉支援部 介護保険課介護事業者 支援担当	所在地：東京都港区芝公園 1 丁目 5 番 25 号 電話番号受付：03-3578-2821

9. 守秘義務および個人情報の取り扱いについて（約款第 12 条参照）

（1）事業者の守秘義務

事業者、サービス従事者又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご利用者又は身元保証人等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

（2）個人情報の取り扱い

- 1) 事業者は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 2) 事業者及び事業者の従業員は、次の各号について個人情報の使用、提供、収集に関して、利用者と識別できる個人情報を下記の目的に沿って業務上必要な場合に限り利用します。
 - ① 介護保険サービス利用のための市区町村、その他サービス提供事業者への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供
 - ② 介護保険サービスの質の向上のために、学会、研究会等での事例研究発表等。
なお、この場合でも、ご利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

10. 賠償責任（約款第 13・14 条参照）

事業者は、サービスの提供に伴って、当該事業者のサービス従事者又は従業員の責めに帰すべき事由によって、ご利用者又はそのご家族等の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

またご利用者又はそのご家族等は、ご利用者又はそのご家族の責めに帰すべき事由によって、当該事業所のサービス従事者又は従業員の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

11. 利用の終了（約款第 16・17・18 条参照）

- （1）利用者は、以下に基づく利用の終了がない限り、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - ① 利用者が死亡した場合
 - ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ④ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - ⑤ 利用者又は身元保証人および事業者から利用が解除された場合
- （2）利用者又は身元保証人は、契約の有効期間中、事業者が提供するサービスの利用を解除することができます。この場合には、利用者又は身元保証人は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。

- (3) 利用者又は身元保証人は、以下の事項に該当する場合には、事業者が提供するサービスの利用を即時に解除することができます。
- ① 約款第 10 条第 3 項に基づき利用料金の変更に同意が得られず契約を解約する場合
 - ② 利用者が入院した場合
 - ③ 利用者に係る「居宅サービス計画」が変更された場合
- (4) 利用者又は身元保証人は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、事業者が提供するサービスの利用を解除することができます。
- ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく訪問リハビリテーションサービスを実施しない場合
 - ② 事業者もしくはサービス従事者が約款第 12 条（重要事項説明書第 9 項）に定める守秘義務に違反した場合
 - ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者及び身元保証人の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他事業者が提供するサービスの利用を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (5) 事業者は、利用者または身元保証人が以下の事項に該当する場合には、事業者が提供するサービスの利用を解除することができます。
- ① 利用者または身元保証人が契約締結時に、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、事業者が提供するサービスの利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ② 約款第 8 条に定めるサービス利用料金滞納にかかる事由による場合
 - ③ 利用者または身元保証人が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、事業者が提供するサービスの利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

1 2. その他運営についての留意事項（約款第 23・24 条参照）

(1) 従業者の研修

理学療法士等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3 カ月以内
- ② 継続研修 年 1 回以上

(2) 衛生管理など

事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。また、事業所は、従業者に対して、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備、対策を検討する委員会の開催（年 1 回以上）、研修及び訓練の定期的な実施を行う。

(3) 虐待防止のための措置

事業所は、高齢者虐待の禁止・予防及び早期発見を徹底するため、高齢者虐待防止のための指針、対策を検討する委員会の開催(年1回以上)、相談報告体制、苦情解決方法、関連研修の定期的実施を従業者に周知徹底する。

(4) 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するために、早期に業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を講じる。また、事業所は、従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練の定期的な実施、必要に応じて計画の見直し・変更を行う。

事業者はサービス内容の説明書及び重要事項説明書に基づき、訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所番号 (東京都指定 第 1315822770 号)
法人名 医療法人財団 順和会 赤坂山王メディカルセンター
法人所在地 東京都港区赤坂 4-1-26
国際医療福祉大学 東京赤坂キャンパス W 棟
電話番号 03-6230-3701
管理者氏名 院長 青木 大輔 印

【説明者】

職名

氏名

印

私はサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づき、訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項説明を受けました。

令和 年 月 日

【利用者】

住所

氏名

印

【身元保証人・代理人】

住所

氏名

印